E_{27} ＝ 0.042 E_{28} ＝ 0.0411 E_{29} ＝ 0.0414 E_{30} ＝ 0.04146 $E_{令元}$＝ 0.04094 $E_{令2}$＝ 0.04119 $E_{令3}$＝ 0.00251 $E_{令4}$＝ 0.00565 $E_{令5}$＝ 0.00766	E_{27} ＝ 0.042 E_{28} ＝ 0.0411 E_{29} ＝ 0.0414 E_{30} ＝ 0.04154 $E_{令元}$＝ 0.04098 $E_{令2}$＝ 0.00182 $E_{令3}$＝ 0.00251 $E_{令4}$＝ 0.00565
F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額 $G_{令元}$＝ 0.02559 $G_{令2}$＝ 0.02575 $G_{令3}$＝ 0.00157 $G_{令4}$＝ 0.00353 $G_{令5}$＝ 0.00479	F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額 $G_{令元}$＝ 0.02561 $G_{令2}$＝ 0.00114 $G_{令3}$＝ 0.00157 $G_{令4}$＝ 0.00353
算式X $\frac{B \times \alpha}{553\text{円} \times A}$	算式X $\frac{B \times \alpha}{543\text{円} \times A}$
算式Xの符号 A　測定単位の数値 B　$\sum_{n=8}^{令5}(C_n \times D_n)$ C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 D_8 ＝ 0.012 D_9 ＝ 0.023 D_{10} ＝ 0.025 D_{11} ＝ 0.024 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.015 D_{14} ＝ 0.009	算式Xの符号 A　測定単位の数値 B　$\sum_{n=8}^{令4}(C_n \times D_n)$ C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 D_8 ＝ 0.012 D_9 ＝ 0.023 D_{10} ＝ 0.025 D_{11} ＝ 0.024 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.015 D_{14} ＝ 0.009